

○ 東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふる  
さと市町村圏基金条例

平成 3年 3月 7日  
条 例 第 1 号

改正 平成 15年 9月 29日 条例第 1号

改正 平成 18年 3月 22日 条例第 5号

改正 平成 23年 2月 21日 条例第 2号

(設置)

**第 1 条** 東総地区広域市町村圏の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業（以下「ふるさと市町村圏事業」という。）を推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定により、東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

**第 2 条** 基金の額は、9 億 3,127 万円とし、次の各号に掲げる資金をもって積み立てるものとする。

(1) 関係市からの出資金 8 億 3,127 万円

(2) 千葉県からの助成金 1 億円

2 管理者は必要があると認めるときは、東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計（以下「特別会計」という。）歳出予算の定めるところにより基金に追加し積み立てることができる。

3 前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は、当該積み立て額相当額増加するものとする。

4 第 5 条の規定により処分が行われたとき又は第 6 条の規定により返還が行われたときは、基金の額は、当該処分相当額又は返還相当額を減額するものとする。

(管理)

**第 3 条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上してふるさと市町村圏事業に要する経費に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

**第5条** 基金を処分するときは、特別会計歳入歳出予算に計上し、ふるさと市町村圏事業の経費に充てる場合でなければ処分することができない。

(返還)

**第6条** 前条の規定にかかわらず、関係市からの出資金は、特別会計歳入歳出予算に計上し、その全部又は一部を返還することができる。

(繰替運用)

**第7条** 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成2年度における特例)

2 この条例の公布の日から平成3年3月31日までの間においては、第2条第1項中「10億円」とあるのは、「5億5,000万円」とする。

**附 則** (平成15年9月29日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成18年3月22日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成23年2月21日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。